

令和4年度青森県水防協議会 議事録

日 時 令和4年4月28日(木) 13時30分～15時
会 場 県庁西棟8階大会議室 青森市長島1-1-1

出席者 (委員)

東北地方整備局 青森河川国道事務所長	山田 拓也
青森地方気象台長	岩井 弘樹
青森県県土整備部長	宮本 健也
青森県危機管理局長	橋本 恭男
(代理出席 青森県危機管理局次長	築田 潮)
青森県警察本部長	櫻井 美香
(代理出席 警備第二課災害対策室長	佐々木 和彦)
陸上自衛隊第9師団長	亀山 慎二
(代理出席 司令部第3部航空運営幹部	柏木 生成)
東日本電信電話株式会社 青森支店長	越智 徹二
(代理出席 災害対策室長	米塚 謙治)
東北電力株式会社 青森支店長	沼畑 秀樹
(代理出席 総務広報 副調査役	相内 穰)

(事務局)

監理課、道路課、港湾空港課、防災危機管理課、農村整備課、漁港漁場整備課、
河川砂防課

内 容

1. 開会

【司会】

ただ今から令和4年度青森県水防協議会を開催いたします。
皆様本日は御多用中のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。
私は本日の司会を担当いたします小野でございます。よろしく願いいたします。
始めに会長代理で県土整備部長代読での御挨拶がございます。

2. 会長あいさつ

【県土整備部長代読】

会長である知事が出席できませんので、私の方で会長あいさつを代読させていただきます。
委員の皆様には、御多忙のところ御出席をいただき、誠にありがとうございます。
また、平素から、防災対策の推進をはじめ、県行政全般にわたり、御理解と御協力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、近年、全国各地で激甚な水災害が頻発しており、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨では、河川の氾濫により甚大な浸水被害が発生しました。

本県においても、昨年8月の豪雨により、下北・上北地域において甚大な被害が発生したことは記憶に新しいところです。

さらに今後は、気候変動の影響によって、ますます水災害が激甚化・頻発化することが予測されており、県民の命を守るため、より実効性のある備えが重要となっております。

県では、平成29年6月の水防法改正に基づき、これまで進めてきた防災インフラ整備のほか、「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」との考えに立ち、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」の実現を目指し、ハードとソフトが一体となった取組を進めているところです。

また、青森県基本計画『「選ばれる青森」への挑戦』の中で、「災害や危機に強い人づくり、地域づくり」を政策の一つとして位置付けるとともに、令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策」に基づき、人命・財産の被害を防止・最小化するための対策を集中的に実施しているところです。

本日お諮りする令和4年度青森県水防計画書（案）は、水防法の定めるところにより、洪水や津波、高潮等による災害を防ぎ、その被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的として策定するものです。

委員の皆様には、忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

令和4年4月28日 青森県水防協議会会長 青森県知事三村申吾
代読です。今日はよろしく願いいたします。

3. 各委員の紹介

<省略>

【司会】

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

議長については、青森県附属機関に関する条例第6条第2項に基づき、会長が議長となることになっておりますが、所用により会長欠席のためと、代理といたしまして県土整備部長に、議長をお願いいたします。

4. 令和4年度青森県水防計画（案）の審議

【議長】

それでは、しばらくの間議長を務めさせていただきますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

令和4年度青森県水防計画（案）について説明をお願いします。

最初に、県の河川砂防課からお願いします。

【事務局】

河川砂防課長の羽田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私の方から令和4年度水防計画書(案)に沿って計画書の概要と河川砂防課所管分の修正事項等について、説明させていただきます。

それではの表紙をめくっていただきまして、水防計画書の目次をご覧いただきたいと思っております。

水防計画書は、全体として第1章から第9章までの構成となっております。

第1章においては「総則」、第2章には「水防組織と水防体制」、次のページに移りまして、第3章には「気象情報及び水防情報等の連絡」、第4章には「水防施設」、第5章には「雨量水位及び潮位」、第6章には「重要水防箇所」、次のページに移りまして、第7章には「洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置」、第8章には「法令規則等」、第9章には「資料編」として、雨量水位等観測所位置図、重要水防箇所図を記載しております。

それではまず第1章をご覧ください、

第1章「総則」は、水防計画の目的、用語の定義、水防に関する各主体の責任、津波における留意事項、安全配慮から構成されております、

3ページをお開きください。

3ページ上段では水防計画の目的、3ページから5ページにかけて、水防計画内で使用する「用語の定義」について記載しています。

6ページをお開きください。

6ページから8ページにかけて、水防に関係する各主体の、水防法等に規定されている責任及び義務について記載しています。

第4節には「津波における留意事項」について記載しています。

下段第5節「安全配慮」では「水防活動時の水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項」を記載しています。

次に9ページの第2章をご覧ください。

第2章「水防組織と水防体制」は第1節から第3節に、国、県及び水防管理団体それぞれの水防組織と水防体制について記載しています。

第4節では「大規模氾濫減災協議会」について、第5節では具体的な「水防活動」について記載しています。

次のページに移りまして、第6節では河川管理者の「協力及び援助」について、第7節では「費用負担と公用負担」について記載しています。

11ページをご覧ください。

12ページにかけて、国における水防組織について記載しています。

13ページをご覧ください。

県の水防組織については、県内の水防管理団体が行う水防の統括と連絡を図るために、知事を本部長とする水防本部を設置しています。

1枚めくっていただきまして、15ページでは水防本部の下、各地域県民局に地域整備部長を支部長とした水防支部の体制を記載しています。

16 ページをお開きください。

県では、河川が基準水位になったとき、または、水防警報等を発する必要があるときには、水防本部長である知事または水防支部長である各地域県民局地域整備部長の発する水防指令により、中段の表のとおり、水防配備体制をとることとしています。

17 ページには、水防指令の伝達系統図を記載しています。

水防管理団体である市町村には、各地域県民局地域整備部等から伝達されることとなります。

20 ページをお開きください。

21 ページにかけて、指定水防管理団体の水防要員について記載しています。

この水防管理団体は、水防法第4条に基づき、水防上公共の安全に重大な関係があるものとして県が指定した団体で、令和4年1月現在、21 ページ表の下段の記載のとおり、32 団体、水防要員は、16,234 人となっています。昨年に比べまして 264 人減となっています。

22 ページをお開きください。

22 ページには、非指定水防管理団体の水防要員について記載しています。

令和4年1月現在、8 団体、水防要員は 1,268 人、昨年から 39 人減となっています。

23 ページをご覧ください。

第4節には、「大規模氾濫減災協議会」について記載しています。

県の協議会としては、「岩木川」「馬淵川」および「高瀬川」の3つの協議会があります。県の協議会としては、「青森圏域」「三八・上北圏域」「西北圏域」「むつ圏域」の4つの協議会があり、それぞれホームページアドレスを記載しています。

24 ページをお開きください。

24 ページから 26 ページにかけて、第5節として水防活動の具体的な内容を記載しています。

29 ページをお開きください。

29 ページから 30 ページにかけて、河川管理者による水防管理団体に対する「協力及び援助」について記載しています。

続きまして、33 ページ第3章をご覧ください。

第3章では、「気象情報及び水防情報等の連絡」について記載しています。

35 ページをお開きください。

第1節では、「気象庁が発表又は伝達する注意報警報特別警報」の種類及びその発表基準について記載しています。

次の 36 ページから 44 ページにかけて、青森地方気象台が発表する気象状況の市町村別の発表基準を記載しています。

45 ページをお開きください。

45 ページから 47 ページには、津波に関する警報・注意報等の種類及び発表基準を記載しています。

48 ページをお開きください。

気象状況は、青森地方気象台から関係機関に「防災情報提供システム」等により情報提供されるとともに、県の防災危機管理課から、県の各機関及び水防管理団体等へ通知する仕組みと

なっています。

49 ページをご覧ください。

第2節は「水防警報」について記載しています。

この水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生する恐れがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものです。

「国土交通省が行う水防警報」の種類・内容・基準については、中ほどの表に記載しているとおりでございます。

50 ページをお開きください。

上段の表のとおり、国では、岩木川をはじめとする計7河川を、水防警報を行う河川に指定しています。

51 ページから 53 ページに、国が水防警報を発した場合の連絡系統図を記載しています。

続いて 54 ページをお開きください。

ここからは、「県が行う水防警報」について記載しています。

県が水防警報を行う河川は、次の 55 ページから 58 ページの表に記載しているとおりで、岩木川水系浪岡川を初めとする 38 河川となっています。

59 ページをお開きください。

59 ページから 60 ページは、この 38 河川の水防警報の発表基準水位を記載しています。

61 ページをお開きください。

61 ページから 62 ページには、水防警報を発した場合の連絡系統図、発表文の例を記載しています。

63 ページをご覧ください。

第3節からは「指定河川洪水予報」について記載しています。

この洪水予報は、洪水により相当の損害が生じる恐れがあるものとして、国または県が指定した河川について、洪水の恐れがあると認められる時に、气象台と共同して、水位などの情報を水防管理団体等に通知するものです。

64 ページをお開きください。

国土交通省所管では、岩木川をはじめとする 4 河川で洪水予報を行っています。

下段の表には、それぞれの河川の洪水予報を発表する基準水位を記載しております。

65 ページをご覧ください。

65 ページから 67 ページにかけて、国土交通省が管理する岩木川、平川、馬淵川、高瀬川についての洪水予報伝達系統図を記載しています。

68 ページから 81 ページにかけては、国土交通省の洪水予報発表形式を記載しております。

国土交通省が管理する河川の洪水予報は、従来これまで3時間予測でしたが令和3年度から6時間予測の運用が開始されております。

82 ページをお開きください。

こちらは県が洪水予報を行う 5 河川と、洪水予報の実施区域及び発表基準水位等について記載しています。

84 ページをお開きください。

84 ページから 87 ページにかけて、堤川・駒込川、平川上流、馬淵川中流、十川についての

洪水予報伝達系統図を記載しています。

88 ページをお開きください。

88 ページから 95 ページにかけて、県の洪水予報発表形式のイメージを記載しています。

県が管理する河川の洪水予報は、従来通り 3 時間予測となっております。

96 ページをお開きください。

第 4 節には、「水位周知河川と水位到達情報の周知」について記載しています。

この水位周知河川は、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により相当な損害を生ずる恐れがある場合に、国または県が指定した河川となります。

このページの下段には、国が指定した水位周知河川、水位情報の通知を行う区間及び発表基準水位を記載しています。

97 ページは、国が所管している水位周知河川の水位到達情報伝達系統図になります。

99 ページをお開きください。

99 ページから 101 ページにかけて、県が指定している水位周知河川として、浪岡川を初めとする 34 河川の、水位情報の通知等を行う区間及び発表基準水位を記載しています。

102 ページをお開きください。

県が所管している水位周知河川の水位到達情報伝達系統図になります。

103 ページをご覧ください。

103 ページから 104 ページにかけて、県から関係機関への水位到達情報伝達文を記載しています。

105 ページをご覧ください。

105 ページから 107 ページにかけて、第 5 節は、「津波に関する水防警報」について記載しています。

108 ページをお開きください。

第 6 節は「ダム放流に伴う通報」について記載しています。

108 ページから 109 ページにかけて、国土交通省が管理する津軽ダムと浅瀬石川ダムの通報系統図を記載しております。

次のページから、県土整備部が所管する 9 つのダム、県農林水産部が所管する防災の 9 つのダム、利水ダムの 6 つのダムについての放流に伴う情報伝達について記載しています。

続いて 135 ページの第 4 章をお開きください。

第 4 章には国、県及び水防管理団体が管理する水防施設について記載しています。

137 ページから 148 ページにかけて、県、水防管理団体、国の水防倉庫の所在地と、令和 4 年 1 月現在の資器材備蓄状況を記載しています。

149 ページから 150 ページにかけては、水防区域内の資器材業者等が保有している水防資器材備蓄状況を記載しています。

151 ページから 153 ページにかけては、水防用土取場調書となっております。

土取場の所在地及び調達可能数量を記載しております。

155 ページの第 5 章をお開きください。

第 5 章には国土交通省、気象庁及び県などが設置している「雨量、水位及び潮位」の観測所について記載しています。

157 ページから 179 ページにかけて、第 1 節では、国土交通省、青森地方气象台、県及び東北電力が所管する雨量観測所について記載しています。

180 ページをお開きください。

第 2 節は「水位観測所」について記載しています。

180 ページから 197 ページにかけては、国土交通省、県が所管する水位観測所について記載しています。

なお、これらの観測所の位置図は、第 9 章の資料編に掲載しております。

198 ページから 199 ページは、国の潮位観測所について記載しています。

203 ページをお開きください。

第 5 節「雨量、水位等の公表」には、現在、国や県が一般に情報提供している、雨量情報等を閲覧するためのウェブサイトのアドレス等を記載しております。

県の河川砂防課では、雨量、水位情報に加え、ダム情報などを一括提供する「青森県河川砂防情報提供システム」を平成 23 年 3 月から運用しております。

また、洪水お知らせメールでは、従来の「登録した河川の基準水位を超過した際にメールで自動通報する」機能のほかに、平成 28 年 3 月から、洪水予報・水位到達情報などのメール通知機能も追加しております。

205 ページの第 6 章をご覧ください。

第 6 章では、県及び直轄で管理する河川の「重要水防箇所」等について記載しています。

207 ページをお開きください。

県では、表に掲げるとおり、水防活動時に注意すべき箇所について「水防上最も重要な区間」を区間 A、「水防上重要な区間」を区間 B として区分しております。

208 ページから 222 ページに、重要水防箇所の箇所表を掲載しています。

なお、これらの箇所についても、第 9 章の資料編に位置図として掲載しております。

続いて 225 ページの第 7 章をお開きください。

第 7 章では、「洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置」について記載しています。

227 ページをお開きください。

国及び県の洪水浸水想定区域の指定状況について、公表しているウェブサイトのアドレス等を記載しております。

なお、平成 27 年の水防法改正を踏まえ、国管理河川では、平成 28 年度に公表をすませてもらい、県管理河川においても、令和 2 年度までに全ての対象河川の公表を完了しております。

230 ページをお開きください。

第 2 節では、「津波対応」について記載しています。

233 ページの第 8 章をお開きください。

第 8 章には、水防法、気象業務法などの法令規則や、水防工法の種類などについて記載しております。

この中で、水防法について昨年改正となっておりますので、ここで改正の概要について説明させていただきます。

235 ページ以降に水防法の条文を記載しておりますが、今回主に改正となりましたのは、240

ページから 241 ページの第 14 条、洪水浸水想定区域の部分となります。241 ページの 7 行目の第 3 項の記載が追加となっております。具体的には、お配りしております、この「別紙-1」という資料をご覧くださいと思います。

従来の改正前の水防法では、洪水浸水想定区域の指定の対象となっていたのは、洪水予報河川と水位周知河川のみで、比較的規模の大きい河川のみとなっております。本県の場合は、堤川ほか 38 河川が対象となっております。

しかし、パワーポイントの資料の左下の<背景・課題>の欄に記載されておりますように、令和元年東日本台風等で、洪水浸水想定区域の指定が義務付けられていない小規模な河川で、河川の氾濫により浸水被害が多く発生し、阿武隈水系では人的被害も発生しました。

これを受けて、洪水浸水想定区域の指定対象を小規模な河川まで拡大し、市町村が河川のはざードマップを作成し、水害リスク情報の空白域を解消するというのが改正の目的となっております。

右下の図に青森市の例を記載しておりますけれども、これまで洪水浸水想定区域を指定している堤川や沖館川等に加えまして、赤い丸で囲っております、津軽半島側の瀬戸子川や奥内川、東側の浅虫川などで新たに指定することになります。

また、資料には記載しておりませんが今回の水防法改正により、要配慮者利用施設で義務付けられている避難訓練について、新たに市町村長への避難訓練の訓練結果の報告が義務付けとなったほか、市町村長による訓練内容の助言・勧告制度も創設となりました。

1 点さっき申し述べませんでしたけれども、新たに県で対象になる河川は約 200 河川となります。令和 7 年度までに全部の指定するべく、進めてまいります。

最後に 325 ページの第 9 章をお開きください。

第 9 章は資料編となっております、雨量計・水位計の位置図や、重要水防箇所の位置図が記載されています。

以上が水防計画書の概要と主な改正点となります。

私からの説明は以上となります。ありがとうございました。

【議長】

はい、ありがとうございました。

次に、農林水産部の農村整備課からお願いします。

【事務局】

農林水産部農村整備課の小笠原と申します。よろしく申し上げます。

それでは農村整備課関係について、3 点ほど説明させていただきます。

まず 17 ページをお願いいたします。

水防指令伝送系統における農村整備課の位置付けは、「農村整備防災班」として、「河川砂防防災班」からの通知を受け、各地域県民局地域農林水産部への通知や情報の収集などを行います。

また、当課内に「農村整備防災班本部」を設け「災害対策担当」「防災ダム担当」「利水ダム

担当」及び「排水状況連絡担当」の4つの担当を設け、それぞれの業務にあたることとしています。

なお、地域県民局農林水産部においても地域農林水産部長を本部長とする水防体制を組織し、洪水などの発生時には、当課と連絡を取りながら情報の把握などを行うこととしています。

次に113ページから114ページをお願いします。

農林水産部所管のダムの放流に伴う通報系統をご説明します。

当部が所管するダムは、防災ダムが113から114ページにあります9か所、利水ダムが115ページから116ページにあります6か所の計15か所となっております、各地域県民局地域農林水産部において適切な管理に努めているところです。

また、洪水などに伴うダムからの放流で、下流河川の流況に著しい変化が生じる場合には、事前に警報サイレンやスピーカーなどを用いて住民に注意や警戒を促すとともに、関係市町村や警察署、消防署、河川管理者などへ速やかに通知を行う体制としています。

続いて223ページをお願いします。

県内の農業用ため池についてご説明します。

現在、県が把握しているため池は、令和3年3月末現在で1,699か所あり、そのうち、かんがい受益面積0.5ヘクタール以上のため池及び決壊した場合に人家や病院、学校など重要な公共施設で影響を与える恐れがある一定規模以上のため池1,273か所について、平成25年度から26年度にかけて点検を行いました。そして、その結果は関係市町村等に周知したほか、「ため池管理マニュアル」に基づく適切な管理やハザードマップの作成とその公表などを、関係市町村に対して指導してきたところです。

また、一部の防災重点ため池を含め、点検の結果洪水流下能力や耐震性能などに関する、より詳細な調査が必要であると判断したため池については、令和2年9月に改訂した「青森県ため池の安全安心力アップ中期プラン」に基づき、優先順位を定め、順次詳細調査を実施しました。この結果を受けて、国の補助事業を活用した改修工事等に取り組んでいくこととしています。

以上で農村整備課関係の説明を終わります。

【議長】

ありがとうございました。

そうしましたら、今、河川砂防課と農村整備課から説明をいただきましたけれども、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

特にないでしょうか。

御質問、御意見がないようですので、今説明をいただいた令和4年度青森県水防計画案については原案どおりとして御異議ございませんでしょうか。

《各委員》 異議なし

異議がないということですので、計画案を取って承認をすることとをしたいと思います。

5. その他情報提供

【議長】

そうしましたら次でございますけれども、青森地方気象台それから河川砂防課から情報提供いただけるということでございますので、最初に青森地方気象台の岩井台長様、お願いいたします。

【青森地方気象台】

青森地方気象台岩井でございます。お願いします。座って説明させていただきます。

お手元の資料にですね、「大雨に関する情報の改善」という一枚紙裏表あると思うんですけども、これによってご説明いたします。

大雨に関する情報の改善をですね、ご説明いたします。

警戒レベル4というのは、皆さんご存じの通り、市町村等が発表する避難指示でありますけれども、これに4に相当するですね、気象庁が発表している「キキクル（危険度分布）」、あの色付けによって、危険度を表すものですが、これを紫色で統一するというお話です。

左側の図を見ていただくと、大きく紫が4相当で黒になると5相当ということで、これを統一して6月から発表するという事です。

真ん中ぐらいですね、これまでの「キキクル」ということで紫色が薄紫と濃い紫に分かれていて、警戒レベルが濃い紫のところはちょっと該当するものがなかったんですけども、これを統一しまして、紫色は4相当、そして黒色は5相当で発表するというものです。

右側の地図上に、くねくねと川をですね、表示して色分けしているサンプルがあるんですけども、よく見ていただくと、真ん中左ぐらいところに黒色になってる川があるんですけども、これはもう5相当ということで、黒というのは警戒レベル5っていうともう災害が発生している情報ですので、もう甚大な災害が発生しているであろうと表示になります。

裏面をですね、見ていただきたいと思います。

上の方に「雨量の予報から災害程度の予報へ」ということでありますけれども、左側にですね、雨量で大雨が降っている場所は気象レーダーで把握可能でありますけれども、実はですね、実はというか、大雨による災害は土砂災害、低い土地での起きやすい浸水害、河川の洪水害とタイプが異なる災害があるんですけども、この気象庁の「キキクル」はですね、

(ここから録音機器不調のため、情報提供の概要を記載。)

・雨が浸み込んで土壌中に溜まる際の土砂災害のリスク、雨が浸み込まずに地表面に溜まる際の浸水害のリスクや雨が上流域から集まり河川を流れ下る際の洪水害のリスクを傾斜、地質、都市化率等も考慮して災害危険度を算出し、雨量の情報を災害の予報に変換。

・その災害危険度の高まりを視覚的に確認できるよう「キキクル（危険度分布）」を提供。

・土砂災害に対しては、「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」、浸水害に対しては、「浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）」、洪水に対しては、「洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）」を提供。

- ・警戒レベル4相当は全て紫色に統一。

【議長】

岩井台長様、ありがとうございました。

次に、河川砂防課企画・防災グループからお願いします。

【事務局】

河川砂防課の三橋と申します。私から2点情報提供いたします。

1点目、お手元の「令和3年8月の大雨による青森県内の被害の概要」をご覧ください。

冒頭のあいさつにもありましたとおり、昨年お盆前、8月9日～10日にかけて、台風から変わった温帯低気圧の影響で、下北・上北地域を中心に大雨となり、風間浦村の下風呂観測所では、2001年の観測開始以来最大となる24時間の降雨量が369mmを記録しました。

幸い、人的被害は無かったものの、下北地域ではむつ市から大間町方面へ繋がる国道279号において、資料右側の写真の小赤川橋が崩落したほか、国道沿いで土石流やがけ崩れ等が多発し、道路を塞いだことにより10.4kmにわたり通行不能となり、風間浦村下風呂などで孤立集落が発生しました。

また、上北地域においても、一級河川高瀬川の堤防が一部決壊し、192haと広大な農地が浸水する被害が発生し、七戸町の治部袋（じんば）地区では県内初の警戒レベル5「緊急安全確保」が発令されました。

被災箇所について、崩落した小赤川橋は国直轄代行により施工することとなったほか、その他、道路・河川等各災害復旧工事も令和3年度中に全箇所発注済みであり、早期復旧を目指しております。

なお、今回の大雨では被害だけではなく、写真に示す通り、砂防堰堤で大量の流木が捕捉され、下流の人家・温泉街への被害を防ぐなど、効果的な事例も多数見られており、県では引き続き砂防堰堤等の整備を推進していくこととしています。

続いて資料裏側になります。

情報提供2点目、「河川監視カメラの設置」をご覧ください。

昨年の本会議等でも情報提供している内容となりますが、県では、令和元年～2年にかけて、簡易型となりますが、県内の重要水防箇所等85箇所に監視カメラを設置し、従来から設置しているカメラと併せ、計126箇所の監視カメラ画像をインターネットで公開しています。

インターネットでは、資料右に示すように、水位の変化や、平常時との対比が視覚的に確認できるようになっておりますので、水防担当者等におかれては、増水時、河川に近寄ることが危険な状況の際には、適宜現場状況を把握していただき、タイミングを逃さず、住民避難や水防活動に役立てていただきたいと思います。

以上、河川砂防課からの情報提供となります。

【議長】

ありがとうございました。

ただいまの情報提供について、御意見、御質問等はございませんでしょうか。

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案の審議等は、すべて終了いたします。

どうもありがとうございました。

6. 閉会

【司会】

ありがとうございました。

これをもちまして、令和4年度青森県水防協議会を閉会といたします。

本日は、御出席いただき誠にありがとうございました。